

## 令和7年度姫路市E B P M実践支援業務要求水準書

### 1 業務名

令和7年度姫路市E B P M実践支援業務

### 2 業務期間

契約を締結した日から令和8年（2026年）3月31日まで

※ 業務期間終了後、業務内容を評価した上で、次年度の業務継続を決定する。現時点では、最長2年間（令和9年（2027年）3月31日まで）の業務継続を予定している。

### 3 履行場所

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室が指定する場所

### 4 業務の目的

人口減少の進展により、その緩和と適応が行政の大きな課題となるなか、データを分析し、客観的な証拠に基づいて政策立案を行うことが不可欠である。このため、本市では、令和6年度から、E B P M（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）の定着に向けた取組を進めている。

本業務は、令和9年度からのE B P Mの本格的な運用開始を目指して、本市におけるE B P Mの実践及び運用体制と人材育成の仕組みを構築することを目的とする。

### 5 令和7年度業務内容

#### (1) 実践支援研修

本市が指定した事業について、現状及び課題から目指すべき将来の姿までの論理的繋がりをロジックモデルで明示するとともに、データ分析によって施策の有効性を検証し、分析結果を可視化することにより、事業の見直しや改善提案につなげるための伴走支援を行うこと。

#### ア 対象事業

本市が指定するもの（8事業程度）

※ エビデンスの質の向上につながるもの（差の差分析、重回帰分析等の活用）、人流データ等多様なデータを用いた分析や情報発信につながるもの、その他本市の主要な事業に関するものを想定している。

#### イ 研修参加者

アの対象事業の担当者、その他実践支援研修への参加を希望する者

#### ウ 業務の流れ

研修参加者が主体的にE B P Mに取り組むことができるよう、本市と協議のうえ以下の事項について支援を行うこと。

(7) 対象事業指定の助言

本市が対象事業の候補として選定した事業について、E B P Mの庁内への波及効果、実効性等を考慮し、E B P Mの実践による効果の見込みを助言すること。その際、必要に応じて、事業担当課から事業内容のヒアリングを実施すること。

※ 提案書作成の段階において、対象事業の選定を求めるものではない。

(イ) ロジックモデルの作成

対象事業について、現状及び課題から目指すべき将来の姿までの一連の流れを示したロジックモデルを作成すること。

なお、ロジックモデルは市職員が自ら管理できる水準のものとし、高度で複雑なものは求めない。

(ウ) 評価指標（K P I）の設定

対象事業について、ロジックモデルに基づき、データで測定可能な評価指標（アウトプット指標、アウトカム指標等）を設定すること。

(エ) データリストの作成、データ分析

対象事業について、取得すべきデータをリスト化し、取得の可否や優先度を整理すること。取得したデータについて、分析を行い、施策の有効性等を検証すること。その際、必要に応じて(イ)で作成したロジックモデル及び(ウ)で設定した評価指標（K P I）を見直すこと。また、分析のための直接的なデータの取得が困難な場合は、代替方法についても検討すること。

なお、分析に当たっては、原則として Microsoft Excel や本市が有する分析ツールを用いること。本市職員が利用できる庁内の分析ツールとしては、姫路市行政情報分析基盤、DS.INSIGHT（LINE ヤフー株式会社）、KDDI Location Analyzer（KDDI 株式会社）等がある。

(オ) 分析結果の可視化

分析結果や施策の効果について、市民等に分かりやすく伝えることができるよう、Microsoft Excel 等を用いて可視化すること。あわせて、職員自らが資料を作成するに当たっての効果的な可視化方法について助言を行うこと。

(カ) 事業の見直し、改善提案

上記の(イ)から(オ)に基づき、事業の見直しや改善提案のための助言を行うこと。

エ 伴走支援の方法

(7) テーマ別進捗会議

1事業当たり月1回を目安に、w e bによる1時間程度の会議を開催し、協議を行うこと。

(イ) その他の助言及び支援

その他の助言及び支援は電子メールを用いることを基本とし、必要に応じてw e bによる会議を開催すること。

(2) E B P M相談窓口

前項の実践支援研修の参加者のほか、市職員からのE B P Mに関する相談に対応できる体制を構築すること。

ア 相談事項の受付

市職員が相談事項を入力するフォーム（Microsoft Forms、Google フォーム等）を作成し、相談事項の受付を行うこと。

イ 回答内容の検討、回答

E B P Mに関する知見を有する専門人材が回答内容を検討し、電子メール等により回答すること。

ウ 記録、報告

相談から対応までの対応経過を記録し、本市に報告すること。

(3) 人材育成

ア E B P M推進人材向け研修

(1)の実践支援研修参加者を対象に、伴走支援の進捗に合わせた研修を3回程度実施すること。研修内容は、次の事項を基本とし、別途本市と協議すること。

(ア) 第1回

E B P Mの必要性、ロジックモデルの作成方法

(イ) 第2回

データ分析、分析結果の可視化

(ウ) 第3回

事業の見直し、改善提案

イ 管理職向け研修

管理職の職員を対象に、E B P Mの必要性や管理職の役割等に関する研修を1回程度実施すること。研修内容は、別途本市と協議すること。

ウ 一般職員向け研修

一般の職員を対象に、E B P Mの必要性、データ整理、データ利活用等に関する研修を1～2回程度実施すること。研修内容は、別途本市と協議すること。

(4) E B P Mの持続可能な実践スキームと運用体制構築に関する企画・助言

本市におけるE B P Mの持続可能な実践スキームと運用体制構築について課題を抽出し、助言を行うこと。検討事項として含むべき内容は次のとおり。

ア E B P Mの対象とすべき事業の判断基準（予算規模、事業対象、事業の性質等）

イ E B P Mの対象事業について収集すべき評価指標（K P I）等の設定方法

ウ イの評価指標（K P I）等の適否を評価するための基準及び評価方法

エ E B P Mの定着に向けた組織体制、人材育成方法

オ 分析に適したデータの収集、管理、整理についての市職員への周知・啓発方法

カ データ分析、分析結果の可視化のための汎用B I ツール等の活用方法

キ その他本市における E B P M の実践及び定着のために必要な事項

(5) 定例会議

本市と受託者による定例会議を月 2 回～ 4 回程度定期的に開催し、業務の進捗状況等を本市に報告し、必要事項について協議すること。

(6) 想定するスケジュール

令和 7 年 (2025 年) 5 月	契約締結 実践支援研修対象事業の選定 E B P M 推進人材向け研修 (第 1 回)
6 月	E B P M 相談窓口の開設
7 月	一般職員向け研修
8 月	E B P M 推進人材向け研修 (第 2 回)
10 月	管理職向け研修 中間報告書の作成、提出
令和 8 年 (2026 年) 1 月	E B P M 推進人材向け研修 (第 3 回)
3 月	業務マニュアル、最終報告書の作成、提出

※ 研修の実施時期については、別途本市と協議すること。

(7) 成果物

本業務における成果物として、次に掲げるものを電子データで各 1 部提出すること。

なお、成果物に記載する内容の詳細及びファイル形式については、別途本市と協議すること。

ア 中間報告書

業務開始から中間報告書作成時点までの業務内容、成果の見込み、今後の取組方針等について記載したもの

イ 最終報告書

業務内容、成果、今後の課題等について記載したもの

ウ 業務マニュアル

令和 6 年度末に作成予定の業務マニュアルをもとに、本業務の成果を踏まえ、本市における E B P M 実践の方法や注意点等を追記又は更新したもの。業務マニュアルには、「(1) 実践支援研修」や「(2) E B P M 相談窓口」で得られた事例や知見を盛り込むこと。

エ 議事録

テーマ別進捗会議、定例会議等の議事の要旨をまとめたもの

## 6 令和8年度実施予定の業務内容

令和8年度には、以下の業務内容の業務委託を予定している。ただし、いずれも令和7年度業務の成果及び課題を踏まえ、内容を見直す場合がある。

### (1) 実践支援研修

「5 令和7年度業務内容」と同様とする。ただし、対象事業選定の観点及び事業数については変更する場合がある。

### (2) E B P M相談窓口

「5 令和7年度業務内容」と同様とする。

### (3) 人材育成

「5 令和7年度業務内容」と同様とする。ただし、研修内容は、令和7年度業務での人材育成の進捗に合わせて、より実践的なものとする。

### (4) E B P Mの持続可能な実践スキームと運用体制構築に関する企画・助言

令和7年度業務の成果及び課題を踏まえ、令和9年度からの本格的なE B P Mの運用開始を目指して、持続可能な実践スキームと運用体制構築について課題を抽出し、助言を行うこと。現時点で検討事項として想定している内容は次のとおり。

ア E B P Mの考え方に基づく予算編成の試行的運用及び検証

イ 事業の事前評価・事後評価のスキーム

ウ E B P M運用のための組織体制、具体的な運用方法・確認プロセス

エ E B P Mの定着に向けた人材育成方法

オ 分析に適したデータの整備・活用方法（汎用B Iツール等の活用を含む。）

カ その他本市におけるE B P Mの実践及び定着のために必要な事項

### (5) 定例会議

「5 令和7年度業務内容」と同様とする。

### (6) 想定するスケジュール

「5 令和7年度業務内容」に記載のスケジュールを基本とし、令和7年度業務の成果及び課題を踏まえて改めて検討する。

### (7) 成果物

「5 令和7年度業務内容」と同様とする。

## 7 その他

### (1) 令和6年度の主な取組は次のとおり。

#### ア 実践支援研修

本市の政策課題について、E B P Mの有効性や実現可能性（データの整理状況等）の観点から8事業を選定し、下記の事項の伴走支援を実施した。

ロジックモデルの作成	現状と課題から目指すべき姿までの一連の流れをロジックモデルとして明確化
------------	-------------------------------------

評価指標の設定	ロジックモデルに基づき、評価指標を設定
データリストの作成	評価指標に紐づくデータをリスト化・収集し、分析
分析結果の可視化	分析結果の可視化を行い、評価指標、ロジックモデルを再検証
改善提案	データに基づく事業の見直し・改善提案等

イ 人材育成

(ア) EBPM推進人材向け研修

実践支援対象の8事業の担当者、各局庶務担当者等向けに、計3回（第1回：ロジックモデル、第2回：データ分析、第3回：改善提案）の研修を実施した。

(イ) 幹部職員向け研修

庁内の理事、参事を対象に、EBPMの必要性、幹部職員に求められる役割の研修を実施した。

- (2) 本業務において想定するエビデンスの質は、「平成30年度内閣府本府EBPM取組方針」（平成30年4月内閣府）が示すエビデンスの質のレベル「レベル1」から「レベル3」とし、事業の内容、規模、費用対効果等を総合的に判断して決定するものとする。

※ 参考 エビデンスの質のレベルに係る目安

レベル1	ランダム化比較実験
レベル2 a	差の差分析、傾向スコアマッチング、操作変数法等
レベル2 b	重回帰分析、コーホート分析
レベル3	比較検証、記述的な研究調査
レベル4	専門家等の意見の参照

出典：平成30年度内閣府本府EBPM取組方針

- (3) 本業務の実施に当たり、業務の実施上知り得た秘密を保持する旨の誓約書を本市に提出すること。